

○札幌市水道局小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領

平成16年3月26日

管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、水道局における小額工事の施行及び契約事務についての特例を、札幌市水道局工事施行規程(平成4年水道局規程第10号。以下「工事施行規程」という。)第52条の規定により定めるものである。

(定義)

第2条 小額工事とは、設計金額が250万円以下の工事及び同じく100万円以下の設計等の委託業務をいう。

(小額工事の施行)

第3条 小額工事を施行する場合は、施行伺に設計内訳書等を添付するものとする。ただし、設計金額が100万円未満の場合にあっては、緊急のとき、その他特別の事情があるときは、設計内訳書等の作成を省略することができる。

(契約の締結)

第4条 契約の締結は、契約書によって行うものとする。ただし、設計金額が50万円未満の小額工事に係るものにあつては請書により処理し、設計金額が10万円未満の小額工事に係るもので、工期が短く、かつ、確実に履行される見込みのあるものにあつてはこれらの書類の作成を省略することができる。

(検査報告)

第5条 検査員の検査が終了したときは、請負人から提出される工事等しゅん工届に検査の結果を記入し、工事等担当部長に報告することにより、工事施行規程第33条第1項の検査報告に替えることができる。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月8日以降に契約を締結する案件から適用する。これにより、現行の契約約款は、同日付で廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月27日以後に契約を締結する案件から適用する。これにより、現行の契約約款は、同日付で廃止する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日以後に契約を締結する案件から適用する。これにより、現行の契約約款は、同日付で廃止する。ただし、平成26年3月31日以前に受渡しを行う工事については、なお従前の例による。

附 則

この定めは、平成27年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する案件から適用する。これにより、現行の契約約款は、同日付で廃止するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。